

## B 看護師等養成所の自己点検・自己評価指針

### －自己点検・自己評価指針の活用にあたって－

1. 本指針は、看護師等養成所の自己点検・自己評価のための指針として作成したものである。

保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所、准看護師養成所それぞれに異なる状況や背景があり、本指針がその全てを網羅できるものではないので、各養成所においては、自養成所の状況を踏まえて活用する必要がある。

2. 本指針は、「自己点検・自己評価カテゴリー、下位項目」、「『評価の考え方』と『点検』」、自己点検・自己評価のために必要とする「資料（データ）」および、「点検（評価内容）一覧」により構成されている。
3. 「評価の考え方」は、各養成所において、自己点検・自己評価についての知識と方法を理解しながら進めることができるように、各自己点検・自己評価のカテゴリーおよびその下位項目について、どのように見極めていけばよいのかを基本的な説明を含めて記述している。
4. 本指針の中で示している「資料（データ）」は、「評価の考え方」の内容を点検・評価する上での目安として示している。その具体的な内容（どのようなもの）や量（どの程度）については、各養成所が自ら考え、選択していくものである。
5. 「点検」は、「評価の考え方」と「資料（データ）」から、自己点検・自己評価のカテゴリーがどのような状況になっているのかを明確に捉えるための視点として設定した。
6. <点検>（評価内容）一覧では、各カテゴリーの「『評価の考え方』と『点検』」のなかに設定した「点検」を一覧できるようにした。また、自養成所の現状を測定できるように、尺度を設定した。カテゴリーごとに設定した「点検」と、この一覧に表示し

た＜点検＞（評価内容）とは、基本的には同じものであるが、尺度を用いて評価する際の評価内容を明確にするために、各「点検」項目に含まれる要素を分けて表示してある。

本指針においては、この尺度のみを単独で使用するのではなく、「評価の考え方」と「資料（データ）」を十分に理解した上で活用することに意味がある。

7. 本指針は各養成所が活用して、自己点検・自己評価した結果に基づいて改善の方向を見出し、その方向に向かうための指針であり、養成所間の相対的レベルを測るものではない。
8. 評価のカテゴリーは9領域あり、「点検」は67項目（125点）を設定しているが、最初から一度に全てのカテゴリーに取り組むことは時間的・労力的に困難である。自己点検・自己評価は継続的に、計画的に実施することに意味があるので、1で述べたように各養成所の状況に応じて、実際に取り組めるカテゴリーや項目から始めることが望ましい。
9. ＜点検＞（評価内容）一覧を用いて行った評価得点が高くなることは、「評価の考え方」の内容が示すように、各養成所が自らの設定した教育理念・教育目的の実現に向けて、看護師等養成所としての水準が向上するように努力していることを示すものである。

\*本指針において、「教師」は、「学術・技芸を教授する人」（広辞苑 1998）として、教育を行う個人を表している場合に用いている。

一方、「教員」は、「学校に勤務して教育を行う人」（同上）として、組織員としての意味や、勤務等に関連する内容を表す場合に用いている。

自己点検・自己評価カテゴリーおよび下位項目一覧

カテゴリー	下位項目	カテゴリー	下位項目
I 教育理念・ 教育目的	1 法的整合性と独自性 2 教育理念・教育目的の意義と周知 3 看護専門職についての考え方 4 看護教育についての考え方 5 学習・教育観と学生観 6 教育理念・教育目的の評価	III 教育課程 経営	1 教育課程経営者の活動 2 教育課程編成の考え方と具体的な構成 3 教育内容の階層的関連性と配分の考え方 4 科目・単元構成 5 教育計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 単位履修の考え方</li> <li>2) 科目の配列</li> </ul> 6 教育課程評価の体系 <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 単位認定の考え方</li> <li>2) 評価の体系</li> </ul> 7 教員の教育・研究活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 教員の専門性を高める体制</li> <li>2) 教員の自己研鑽を保障するシステム</li> <li>3) 教員の相互研鑽を保障するシステム</li> </ul> 8 学生の看護実践体験の保障 <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 実習施設の選択と開拓</li> <li>2) 実習目標達成のための実習施設との協力体制</li> <li>3) 臨地実習指導者と教員の協働</li> <li>4) 学生からケアを受ける対象者の権利の尊重</li> <li>5) 臨地実習における安全対策</li> </ul>
II 教育目標	1 教育理念・教育目的の一貫性 2 目標内容の側面と到達レベルの側面 3 設定意図とその明確性、実現可能性 4 教育目標の評価 5 繼続教育との関連		

IV 教授・学習 ・評価過程	1 授業内容と教育課程との一貫性 2 看護学としての妥当性 3 授業内容間の関連と発展 4 授業の展開過程 1) 授業形態の選択 2) 授業の対象学生の構成と指導方法 3) 指導技術の工夫 4) 教材・教具の活用と開発 5 目標達成の評価とフィードバック 1) 評価の計画性 2) 評価結果の活用 6 学習への動機づけと支援 1) シラバスの提示 2) 学習の支援体制	V 経営・管理 過程	1 設置者の意思・指針 2 組織体制 1) 意思決定機関・意思決定システムの明確性 2) 組織の構成と教職員の任用の考え方 3) 教職員の資質向上についての考え方と対策 3 財政基盤 4 施設設備の整備 1) 整備の考え方と計画性 2) 看護学の発展や医療・看護へのニーズ、学生層の変化に対応する整備 3) 学生および教職員のための福利厚生の整備 5 学生活の支援 1) 学修継続への支援体制 2) 学習困難への支援体制 3) 社会的活動への支援体制 4) 卒業後の進路選択への支援体制 6 養成所に関する情報提供 1) 教育活動に関する関係者への情報提供 2) 広報活動 7 養成所の運営計画と将来構想 1) 年間の運営計画と評価 2) 短期計画 3) 中・長期計画 8 自己点検・自己評価体制 1) 自己点検・自己評価の組織 2) 資料、データの収集、蓄積 3) 資料、データの分析、解釈 4) 課題や改善点への取り組み 5) 第三者評価、結果の公表
----------------------	---	------------------	--

VI 入学	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 入学者の選抜の考え方と教育理念・教育目的との一貫性</li> <li>2 選抜の公平性</li> <li>3 選抜方法の妥当性</li> <li>4 入学希望者開拓への取り組み</li> </ul>	VIII 地域社会／国際交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 地域社会と交流するための体制           <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 地域社会への貢献とニーズの把握</li> <li>2) 地域社会における資源の活用</li> </ul> </li> <li>2 国際交流のための体制           <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 学生・教員の国際的視野を広げるためのシステム</li> <li>2) 留学生の受け入れ等に関する対応</li> </ul> </li> </ul>
VII 卒業・就業・進学	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 進路選択の状況と教育理念・教育目的との整合性</li> <li>2 卒業時の看護実践能力および卒業後の活動状況の評価</li> </ul>	IX 研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 教員の研究的姿勢の涵養</li> <li>2 教員の研究活動の保障と評価           <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 研究活動の保障</li> <li>2) 研究活動の評価</li> </ul> </li> </ul>

自己点検・自己評価カテゴリー、下位項目	「評価の考え方」と「点検」	資料（データ）
I 教育理念・教育目的	<p>社会の変化に対応し、医療・看護に対する人々のニーズを満たし、質の高い看護を提供する看護師等の養成は、看護師等養成所の責任である。科学技術が高度化・細分化し、価値観が多様化するなかで、看護の質の保障をどのように担っていくかの意識のもとに、看護師等の教育は行われなければならない。これらのことを探り、各養成所の教育に対する考え方、教育活動全般に関する指針を示したもののが教育理念・教育目的である。</p> <p>看護師等の教育は保健師助産師看護師法、教育基本法、学校教育法、専修学校設置基準、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下、指定規則）に基づいており、これらの法律を遵守する必要がある。一方で、養成所は、時代の要請、地域の要請を把握することによって、自養成所の設置の必要性、存在意義を常に意識化し、自養成所の個性や特徴を明確にもつ必要がある。</p> <p>教育理念・教育目的は、養成所が担う社会的責任から、誰にでもわかるように明示する必要がある。学生にとって学習活動の指針を示すものであり、教員にとって教育活動の指針を示すものである。両者がそれぞれの目的達成の方向性を理解できるように、具体的で実現可能なものを表示する必要がある。さらに、教育理念・教育目的の評価にあたり、以下3～5に挙げる項目内容についても十分に検討する必要がある。</p> <p>看護師等は看護学を修得した専門職である。看護師等の養成にあたり、看護専門職に求められる専門性、自律性、倫理性、判断力、実践力についての考え方を明らかにする必要がある。同時に、看護の対象である人間、健康、社会（環境）をどのように捉え、看護をどのように捉えるかについても教育理念に明確に示さなければならない。看護の捉え方が教育課程の編成を決定し、教育の結果としての看護専門職の像を決定する。</p>	<p>1 教育理念・教育目的を表示した文書 2 教育理念・教育目的がどのような考え方から導き出されたかを記述した文書</p> <p>3 関連する法律との整合性を検討した結果について記述した文書</p> <p>4 養成所の個性・特徴・建学精神について記述した文書</p> <p>5 学生及び教員が教育理念・教育目的をどのように認知し、学修及び教育活動に活かしているかを示すデータ</p> <p>6 看護、看護専門職、看護基礎教育をどのように捉えているかを記述した文書</p>
1 法的整合性と独自性		
2 教育理念・教育目的の意義と周知		
3 看護専門職についての考え方		

#### 4 看護教育についての考え方

看護師等を養成するための看護基礎教育において、どのような人材を養成したいかを明確に示す必要がある。看護師等の教育は、人々の健康の保持・増進に関わる社会的責任を担っているという認識に立つて行なわなければならない。さらに、社会に対し、看護の質を保証するために、どのような教育内容、教育方法、教育環境を整えているかを示さなければならない。

また、養成所が設置されている地域において、養成所は地域の将来の医療の質を左右する看護師等の養成を担っている。さらに養成所は、単なる看護師等の養成に止まらず、医療に関する様々な情報提供や学習の場としての役割も期待されている。

養成所は、設置者の理念の実現の場である。設置者の理念の実現をどのように教育に具体化するか、地域との連携をどのように図っていくのかも、養成所の方針として重要である。

#### 5 学習・教育観と学生観

学習・教育の捉え方によって学生への関わり方は異なってくる。学生は自ら学ぶ存在、一人の人として尊重される存在である。学生が自己教育力を身につけ、自ら積極的に看護を追求していく姿勢を育成することが重要である。また、社会人学生の増加傾向を考えると、個々の背景を尊重し、学生の多様化に対応することも必要である。

学生が自ら学ぶことを支援するためには、学習環境（物的・人的環境、特に教員・職員）を整えることが大切である。つまり、教育理念・教育目的の実現を可能にするためには、学習環境の整備が重要であることを意味している。具体的に、誰が、何を用いて、どのような方法で教育理念・教育目的の実現を可能にするかを検討し、明示する必要がある。

#### 6 教育理念・教育目的の評価

教育理念・教育目的は固定されたものではなく、継続的な改善を前提として設定されなければならない。社会的ニーズ、学生の背景は常に変化し、看護学も学問的な発展をしている。時代を担う看護師等を養成するために、それらの変化、発展の方向性を把握・分析・解釈した上で、教育理念・教育目的を評価することは必須のことである。

評価にあたっては、卒業時における学生の教育目的の達成状況が指標となる。教育の結果をどのように評価するのかについての考え方、

#### 7 学習者である学生の捉え方について記述した文書

#### 8 学生の学びを支援するための学習環境（特に教員・職員）について記述した文書

#### 9 卒業時における学生の到達度を示す資料

#### 10 教育理念・教育目的の点検・評価計画

具体的な方法を示し、効率的、効果的な評価計画を示す必要がある。

〈点検〉

- 1 教育理念・教育目的は自養成所の教育上の特徴を示しており、かつ、法との整合性があるか
- 2 教育理念・教育目的は、学生にとって学修の指針になるように具体的に明示され、実際に指針となっているか
- 3 養成する看護師等の質を保障するために、どのような教育内容、教育方法、教育環境を整えようとしているかを述べているか
- 4 看護、看護学教育、学生観について、教師の教育活動の指針になるように明示し、実際に指針となっているか
- 5 養成する看護師等が卒業時点においてどのような資質を有すべきかを明示し、その資質は、社会に対する看護の質を保障するのに妥当であるか

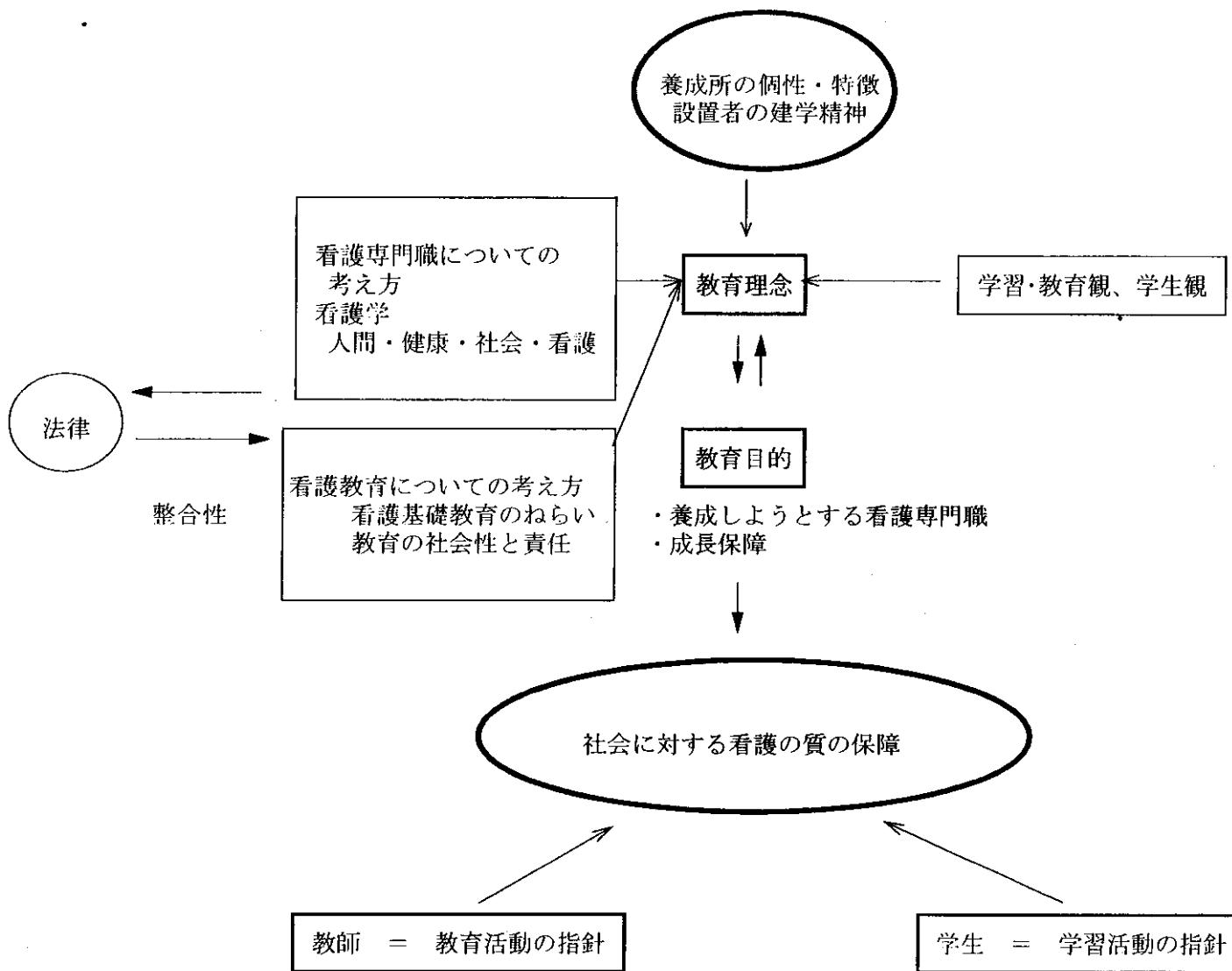


図3. 教育理念・教育目的の設定に含むべき条件

自己点検・自己評価カテゴリー、下位項目	「評価の考え方」と「点検」	資料（データ）
<b>II 教育目標</b> 1 教育理念・教育目的との一貫性	<p>教育目標は、教育理念・教育目的を達成するために必要な教育内容を、目標として設定したものである。教育内容は、教育的に意図した学習経験のまとまりごとに区分され、科目－単元－1回ごとの授業の内容として組織化される。教育目標もそれに対応し、（分野別目標－領域別目標－）科目目標－単元目標－授業単位の目標へと展開していく階層的な構造を成す。</p> <p>教育目標は設定した教育内容を網羅し、目標階層の最上位に位置する。すなわち、すべての科目の授業を通して、最終的に修得してほしい能力を具体的に示すものであり、教育活動の最終的なゴールをあらわすものとして明示する必要がある。</p> <p>したがって教育目標はまず、教育理念・教育目的と一貫したものでなくてはならない。</p>	11 教育目標及びその目標設定の意図を記述した文書 →学則、履修要覧、養成所案内
2 目標内容の側面と到達レベルの側面	<p>教育目標の設定にあたっては、教育理念・教育目的の実現のために、どのような内容をどのレベルまで到達させるか、目標内容の側面と達成レベルの側面からの検討が必要である。</p>	
3 設定意図とその明確性、実現可能性	<p>目標内容については、看護実践者としての能力の育成と、看護専門職としての生涯学習の視点から、自律した学習者としての能力の育成、つまり成長保障に関する検討が必要となる。具体的には、獲得しなければならない専門的な看護の知識・技術、多職種の人々とチームを組み、自ら意思決定し行動するために必要な倫理性、自律性、責任性、協調性、柔軟性、生涯教育の原動力となる探求性、グローバル化が進む社会に対応するための国際性等の側面から検討する必要がある。養成所は、これらの側面から検討した教育内容を教育できる体制を整えることや、継続教育との関連を検討する必要がある。</p> <p>到達レベルについては、達成目標、向上目標、体験目標の区別を明確にし、目標内容と対応して表示する必要がある。</p> <p>教育目標は、学生にとっては、学習活動の明確な方向とその達成を評価する基準として欠くことができないものであり、教師にとっては、</p>	

教育活動の指針となる。そのため、目標の羅列に終わらず、教育目標についての理解が得やすいように、設定意図を明確に示し、各養成所の独自性を明らかにすることが重要である。教育目標は、社会の人々や学生が理解できるように、期待する具体的行動や思考の特徴をわかりやすく、かつ、実現可能なものとして表示する必要がある。

#### 4 教育目標の評価

教育理念・教育目的は不变のものではなく、社会の変化や看護・教育に関する捉え方の変化、あるいは、不断の評価活動によって検討され、修正されるものである。それに伴い、教育目標も常に点検・評価し、具体的な教育内容の抽出・精選、教育の方法論、教授・学習活動へと結びつけていく必要がある。教育目標は看護実践者としての能力、自律した学習者としての能力育成の到達目標を示していることから、目標到達度を把握し、教育活動にフィードバックすることが必要である。

#### 5 継続教育との関連

社会が期待する看護師等の養成は、看護基礎教育と卒業後の継続教育との一貫性によって初めて可能となる。看護基礎教育と継続教育との一貫性を保障するためには、看護専門職に必要などのような知識、技術、態度をどこまで看護基礎教育で獲得させる必要があるかを判断し、教育目標に反映させる必要がある。

卒業時に獲得している能力が明確であれば、卒業生を受け入れた施設は効率的、効果的な教育プログラムを作成できる。逆に、養成所は施設側が看護基礎教育に何を求めているかの情報を提供してもらうことによって、より具体的な教育目標の設定が可能となる。

さらに、大学への編入学等も視野に入れ、卒業後の発展的な学習につながるように教育目標を検討する必要がある。

社会にとって必要な一専門職業人としてあり続けるためには、社会の変化に対応して看護のあり方を自ら思考し、生涯において学習を続ける能力を、看護基礎教育の段階で育成しておくことが必要である。自ら学び続けることが、看護の対象に対し看護の質を保障することにつながっていく。

以上より、教育目標の設定にあたっては、看護の専門職教育全般を視野に入れ、基礎教育としての到達レベルをどこに置くかについて明

12 卒業時の看護実践力の到達状況

13 国家試験の合格状況

14 就業後の就労状況に対する施設側の評価

15 卒業生の看護実践力についての自己評価

16 卒業生の専門分野における認定資格の取得状況や大学・大学院への入学・編入学状況

17 目標設定と継続教育との関連性について記述した文書

確にしておく必要がある。

〈点検〉

- 1 教育理念・教育目的と教育目標が一貫しているか
- 2 教育目標は、設定した教育内容を網羅し、かつ、最上位の目標として、教育活動のゴールが読みとれるものとして示しているか
- 3 教育目標において、目標内容と到達レベルが対応し、具体的で実現可能な目標として明示しているか
- 4 看護実践者としての能力を育成する側面と、学習者としての成長を促すための側面から教育目標を設定しているか
- 5 卒業後の継続教育の考え方を示した上で、看護基礎教育として教育目標を設定しているか

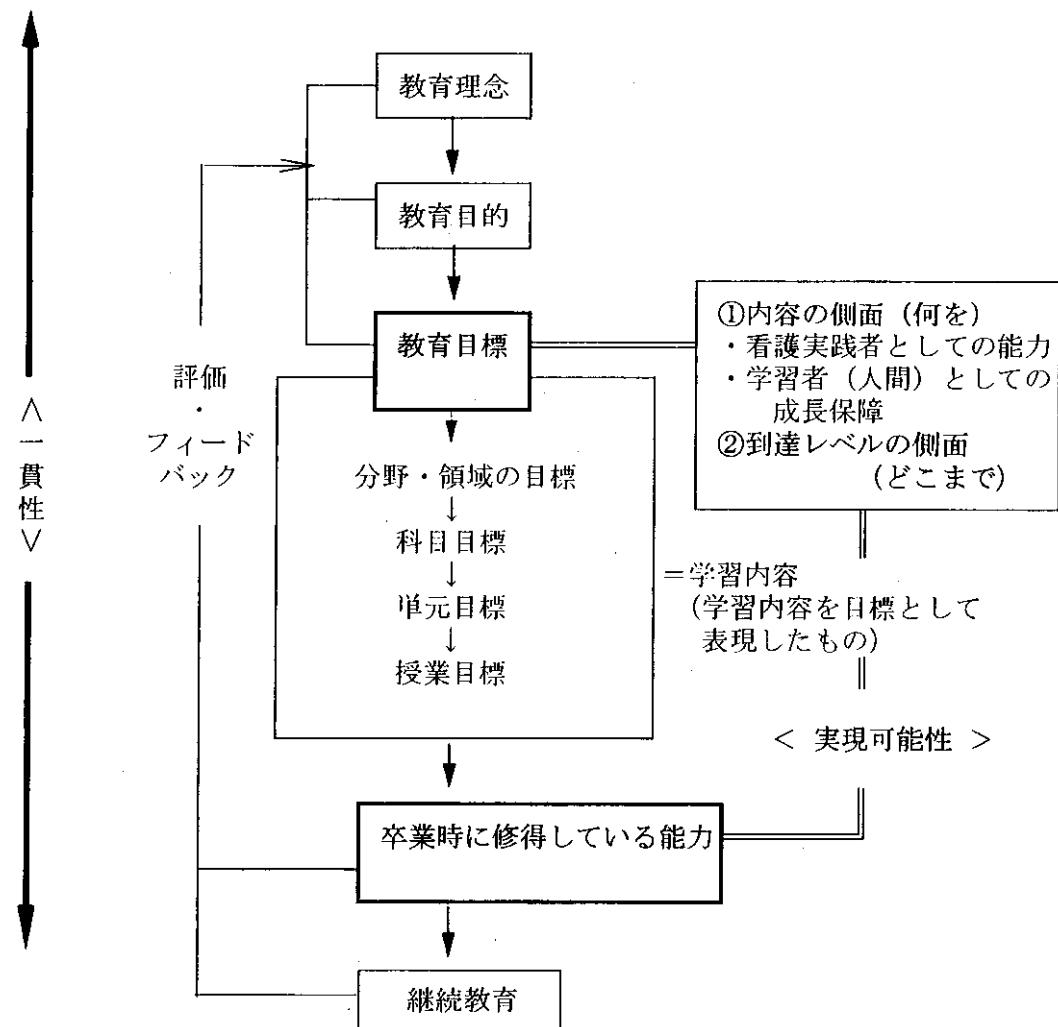


図4. 教育課程における教育目標の位置づけと設定に含むべき条件